○内閣府告示第八百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年八月七日内閣府告示第八百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年九月二十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年九月十五日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））、特定埠頭運営効率化推進事業（一二〇三）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）